

令和7年度 あまっ子ステップ・アップ調査事業業務委託仕様書

1 事業の趣旨及び目的

児童生徒一人ひとりに応じたきめ細やかな指導を実現し、学習状況の改善を図るとともに、教育施策の成果と課題に関する継続的な検証改善サイクルを確立するため、児童生徒の学力及び学習状況を把握するための調査を行う。

2 実施場所

尼崎市立小学校41校及び尼崎市立中学校17校

3 調査実施日

小学校 令和7年12月5日（金）

中学校 令和8年1月9日（金）

4 調査対象者及び調査実施教科（※児童生徒数は、令和7年5月1日現在のもの）

(1) 小学校

ア 調査対象者

第1学年 3,125人

第2学年 3,171人

第3学年 3,225人

第4学年 3,300人

第5学年 3,212人

第6学年 3,367人

イ 調査実施教科

国語・算数・生活実態調査

(2) 中学校

ア 調査対象者

第1学年 3,040人

第2学年 3,128人

イ 調査実施教科

国語・社会・数学・理科・英語・生活実態調査

5 契約期間

契約締結日から令和8年3月31日までとする。

6 調査内容

(1) 学力調査

ア 学習指導要領に基づく力を測る内容であり、調査対象者が属する学年の10月までに学習する内容であること

イ 受託者が、前年度においても本事業を受託した者であるときは、当該年度と同一の問題は出題しないこと

- ウ 出題は、基礎的・基本的な問題及び発展的な問題の双方を含んで構成すること
- エ いずれの実施学年、教科においても、記述式・論述式で解答する問題が含まれること
- オ 調査時間は1教科につき、小学校は45分以内、中学校は50分以内とすること
- カ 漢字は、原則として教育漢字を使用し、人名や地名で必要な場合はふりがなを付けること
- キ 英語の調査では、CD音源によるリスニングテストを実施すること
- ク 調査問題又は解答用紙の少なくともいずれか一方を受検者に提供すること
- ケ ルビ付き問題用紙及びリスニング問題のスク립トを提供すること

(2) 生活実態調査

- ア 調査時間は、小学校、中学校ともに45分以内とすること
- イ 質問項目は、学習意識、学習習慣、生活状況、社会性等、学力との相関性を分析する上で有意義な情報となるよう工夫すること
- ウ 質問項目には、本市が求める設問を、小学校第1学年及び第2学年については5問程度、それ以外の学年については20問程度追加できるものとし、回答を集計すること

7 採点処理

採点及び集計は、原則として受託者が自ら実施するものとし、受託者以外の者（受託者の子会社等を含む。）に実施させるときは、事前に本市の承認を得ること。

8 調査結果資料

- (1) 調査結果は、個人単位、学校単位及び全体で集計し、個人票、学校資料、全体資料を作成する。
- (2) 個人票、学校資料及び全体資料の仕様は、次のとおりとする。
 - ア 個人票
 - (ア) 正答率と目標正答率を比較でき、到達度が確認できること
 - (イ) 個人の調査結果を踏まえて、学習改善に資する総合評価及びアドバイスを表記すること
 - (ウ) 個人を特定・識別するための番号その他の符号を設定し、経年的な結果対照を可能とすること
 - (エ) 過去の調査結果を経年的にグラフで表記すること（小学校第1学年を除く。）

イ 学校資料

- (ア) 各学校について、市全体における当該学校の位置付けが分かるほか、学年、学級及び個人ごとの評価が分かること
- (イ) 各学校及び本市の学校全体を、全国の調査結果と比較できること
- (ウ) 観点別到達度評価（絶対評価）ができること

(エ) 小問ごとの反応率、クラス別解答状況一覧表、正答率度数分布表及び領域別・観点別の正答率を表示すること

(オ) 過去の調査結果を経年的にグラフで表記すること（小学校第1学年を除く。）

(カ) 学力調査と生活実態調査の相関性を表示すること

(キ) 児童生徒個人ごとに、当該個人の解答内容を考慮した復習用教材を提供すること
ウ 全体資料

本市全体の結果を集計し、学校用資料に準じた構成とすること

エ 生活実態調査

(ア) 個人票には、特に学力との相関が強い設問に対する回答結果を表記すること

(イ) 質問別の回答構成比を数値及びグラフで表記すること

(ウ) 児童生徒の回答結果を一覧で表記すること

(エ) 学力調査との質問別クロス集計を表記すること（本市の求めにより追加した質問は除く。）

(オ) 本市の求めにより追加した質問については、質問別の回答構成比を表記すること

(3) 各学校に対しては個人票及び学校用資料を、教育委員会に対しては全体資料を、それぞれ紙媒体で納品するほか、教育委員会については、本件調査に係る全てのデータを電子データで納品すること

(4) 調査結果表の見方（Webを利用する場合は操作方法を含む。）について、教育委員会事務局職員及び学校教職員を対象に十分な研修を実施すること

(5) 受託者は、本市が調査結果を調査の趣旨に従って利用すること（複製、改変、加工、公表及び第三者への提供等の行為を含む。）に同意すること

9 個人情報保護

(1) 個人情報取扱特記事項及びデータ取扱特記事項を遵守すること。なお、個人情報保護の観点から、受託者は児童・生徒個人の氏名は取得せず、採点処理は、学年・組・出席番号・性別・受検番号等の情報で個人を特定して行うものとする。

(2) 受託者は、本契約に基づく学力調査及び生活実態調査の実施後に、受検者が再度学力調査及び生活実態調査を受検した場合に、本契約に基づく学力調査及び生活実態調査の結果との比較分析を行えるよう、本契約に基づく学力調査及び生活実態調査の結果データを、当該データだけでは受検者個人が特定できない状態で、受検者が中学校を卒業する年度の翌年度末まで保持するものとする。

(3) 受託者は、全国又は都道府県の平均値との比較データを作成するために、本契約に基づく学力調査及び生活実態調査の結果を、受検者個人並びに自治体が特定できない統計情報に加工したうえで、受託者の所持するデータベースに組み込むことができるものとする。なお、当該データベースは、学力調査の問題の改善や販促物のための基礎資料として利用することができるものとする。

10 納品・回収等

問題用紙等の納品及び回収等は、本市が指定する日（平日）に行うこと

1 1 委託料

(1) 算定基準

実際の受検人数に関わらず、4に記載の児童生徒数を基準とする。

※4に記載の児童生徒数と併せて、予備の調査関係書類等一式（教員及び児童生徒用）を納品すること。

(2) 支払

業務完了後適法な請求を受けた日から30日以内に支払う。

1 2 QRコードシールリカバリー及び帳票再発行

委託者がQRコードシール又は帳票を紛失したときは、委託者は、受託者にこれらの再発行を依頼できるものとする。この場合において、委託者は、委託料とは別に、次に掲げる額の合計額を受託者に支払うものとする。

(1) QRコードリカバリー基本費用6,000円に発送回数を乗じて得た額。

(2) QRコードシール発行費用500円に係る人数を乗じて得た額。

(3) 帳票再発行費用6,000円に発送回数に乘じて得た額。ただし、1回の再発行において帳票再発行枚数が5枚を超えたときは、5枚を超えた部分について、1枚当たり追加再発行費用300円をこれに加算する。

(4) 上記(1)、(2)、(3)の合計額に消費税法に基づく税率を乗じて得た消費税及び地方消費税相当額（1円未満切り捨て）

1 3 その他

以上のほか、本業務に関して疑義が生じたときは、本市と協議の上適切に対応すること

1 4 連絡先

連絡先：尼崎市教育委員会事務局 学校教育部 学校教育課（池口）

住 所：尼崎市三反田町1丁目1番1号

T E L：06-4950-5685（対応時間：土日・祝を除く午前9時～午後5時半）

F A X：06-4950-5658

以 上